

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年3月24日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

限られた保護費をさらに減額されるのは容易に納得し難い。

同通知書に「冬季加算認定削除」とあるが、一般的に冬季ではなくても冷房などの使用料金が発生するものと思われ、冬季ではないからといって、加算認定が削除されるのは容易には納得し難い。保護基準は憲法25条1項及び法3条で保障される「健康で文化的な」生活維持が可能なものである必要がある。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月10日	諮問
平成29年11月21日	審議（第15回第1部会）
平成29年12月18日	審議（第16回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- (2) 保護基準第1は、保護費の算定に当たり、冬季加算は、11月から翌年3月までの間、計上することとする（1人世帯：2,580円／月額。東京都（〇〇区を含む特別区はVI区）の場合）。

### 2 本件についての検討

本件についてみると、本件処分は、請求人に係る平成29年4月以降の保護費から、冬季加算（2,580円）を削除する変更

のみを行ったものであり、法令及び本件改定後の保護基準に従って適正になされ、特段、同年4月以降支給される保護費の違算等も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない（なお、保護基準の本件改定において、冬季加算及び請求人に支給された保護費部分についての変更はない。）。

### 3 請求人の主張（第3）について

(1) 請求人は、限られた保護費をさらに減額されるのは容易に納得し難い等と不服を述べている。

しかし、前述2のとおり、本件処分は法令及び本件改定により改定された保護基準に基づいて適正になされており、支給される保護費について違算等の事実も認められないことから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかであり、請求人の主張には、理由がない。

(2) また、請求人は、冬季でなくても、冷房などの使用料金が発生するため、冬季ではないからといって、加算認定が削除されるのは、容易に納得し難く、保護基準は憲法25条1項及び法3条の保障する「健康で文化的な」生活の維持が可能なものである必要がある旨を主張しており、本件処分による保護の変更が、本件改定により改定された保護基準によるものであることから、保護基準自体に不服を申し立てているものと解される。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範であり、法規命令としての性格を有するものであり（原田尚彦著「行政法要論（全訂第七版補訂二版）」113及び114頁）、保護基準自体に不当又は不備な点があるとして、その是正を求める主張は、立法論又は政策論であると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否を左右するものではない。

そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のも

のとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件処分を取り消す理由として認めることはできない。

したがって、当審査会においても、審査庁の権限を超える内容の答申を出すことは、もとよりできないものである。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹